

令和4年度第1回佐賀市文化財保護審議会 議事録

開催日	令和4年7月12日(火)	
開催時間	9時00分～11時00分	
開催場所	佐賀市役所大財別館 4-3会議室	
出席者	委員	藤口会長、中村副会長、金子委員、本多委員、山本委員、 松尾委員、上田委員、
	事務局	宮崎地域振興部長、木島副部長兼文化財課長、角副課長、松 本係長、北村係長、古賀、西田、楠本、中野、権丈、古川、 井手、大平、井上、(歴史・文化課)小林課長
議事	<p>【審議事項】</p> <p>○佐賀市史跡指定についての諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛嶋口跡 ・思案橋荷揚げ場跡 <p>【報告事項】</p> <p>○主要各事業についての報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度主要各事業の実施状況について ・令和4年度主要各事業の概要について <p>【その他】</p>	
欠席委員	重藤委員	
傍聴者	なし	
報道関係者	なし	

【会議の公開、非公開について】

◇会長

「佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程」第4条の規定により、この審議会の公開の可否を諮りたい。本日の審議会は公開ということによろしいか。

◇委員

はい。

◇会長

それでは本日の審議会を公開とし、これより議事に入る。

(1) 審議事項

○佐賀市史跡指定についての諮問

・牛嶋口跡（資料1）

※事務局より概要を説明（以下、質疑応答）。

◇委員

今回、2件の指定候補が上がっているが、これを上げた経緯をお聞きしたい。

◆事務局

どちらも整備をする以前に、遺跡としての評価は史跡指定に値すると判断している。今年1月に思案橋広場が完成したので、これを機に、2件合わせて審議をお願いしたい。

◇委員

牛嶋口は思案橋（広場）の完成を待っていたのか。

◆事務局

はい。

◇委員

思案橋の整備が完了したのを契機に諮問されているようだが、史跡整備後に問題が出てくることはないのか。先に史跡指定してから、整備について考えることもあるのか。

◆事務局

指定後に整備するのが本来の形だが、牛嶋口については、公園整備事業に伴って遺構が発見されたため、それを活かした形で整備することになった。先に遺跡としての価値付けはできていたが、公園整備後に史跡地設定をすることになった。思案橋についても、公園として整備することを前提に、追加調査等も実施して価値付けができていたので、整備後に指定するつもりで進めた。

◇委員

牛嶋口の整備は平成31年（※1月）に終わっているのに、なぜ今のタイミングなのか。確認調査で遺跡の価値が認められたのであれば、できるだけ早く指定して、史跡としての整備を審議したほうがよいのではないかと。思案橋は逆に、整備後すぐの指定になっている。例えば今後、史跡の価値が確認された場合、同じように整備までを含めた上での史跡指定と考えるのか。指定を見据えた整備と環境をよくしようという整備では、捉え方やそれをデザインするコンサルタントの人たちの意識が違ってくる。

◆事務局

遺跡の価値付け後に指定し、その後、整備をどうするか決めるのが本来の形である。牛嶋口は整備からかなりの時間が経過しており、手続きが遅れたことについてはお詫びしたい。今後、同様な案件が出てきた時には、まずは遺跡としての価値付けをした上で指定などの方向性を決め、その後、整備などを検討する形で進めていきたい。

◇委員

概要（①牛嶋口について。終わりから2行目）に、「これ以後、主要道路は北側へ移り」とあるが、これは北側でよいのか。貫通道路であれば南側だと思うが。

◆事務局

説明不足だったが、(昭和初期に)貫通道路が開通するまでは(北側)、という意味である。それまでは、構口橋が架かっている旧街道が主要道路として使われていた。

◇会長

今、北側にある構口橋が完成した時点（※明治23年（1890））から貫通道路ができる前までということ。もし細かいことで気付いた点があれば、またご意見をいただきたい。

・思案橋荷揚げ場跡（資料2）

※事務局より概要を説明（以下、質疑応答）。

◇委員

指定範囲についてだが、河川敷部分の管理者はどこか。

◆事務局

河川砂防課とも協議し、護岸については広場として整備をしている歴史・文化課が管理することになっている。

◇委員

河川自体も市役所（の管理）か。

◆事務局

そのとおり。

◇委員

河川用地の一部となっているが、埋めていた川を元に戻したということか。

◆事務局

はい。護岸は元の形になった。

◇委員

現在の護岸は元の形になったが、埋立て地を川に戻したわけなので、その部分の土地は河川なのか、それとも宅地のままなのか。

◆事務局

資料4（※「思案橋遺跡指定対象範囲」）の赤い破線内が宅地で、右側の紺屋川沿いが河川用地。指定の範囲（※黄色部分）では、そのような区分になっている。

◇委員

河川用地は、元はここまでが河川だったということか。

◆事務局

そのとおり。

◇委員

しかし、これまでは宅地だったということか。

◆事務局

はい。経緯については不明である。

◇委員

南側も埋め立てられて随分狭くなっている。この（指定）部分は現況では河川になった。

◇委員

資料1（※「思案橋遺跡の遺跡範囲」）の赤い部分が遺跡の範囲。資料4（※「思案橋遺跡指定対象範囲」）に指定範囲が載っているが、遺跡の範囲全体が指定範囲というわけではないのか。

◆事務局

はい。（赤い部分は）周知の埋蔵文化財包蔵地の遺跡範囲を示しており、今回指定する範囲は長崎街道の北側で、広場として整備している部分である。

◇委員

思案橋遺跡という名称は、いつ付いたのか。

◆事務局

元々、この場所は遺跡の範囲に含まれていなかったが、（民家の解体中に）遺跡が発見されたので周知化を行った。南側についても、その後の調査で遺跡が確認されたので、ここも周知化したという経緯がある。

◇委員

遺跡の名称は「思案橋遺跡」で、その範囲は橋を挟んでいるが、橋には遺構としての価値はないのか。何か思案橋自体を含む根拠のようなものはないのか。

◆事務局

この場所のランドマークとしての思案橋を含めた名称としている。今回発見された石垣護岸・雁木・側溝・建物の礎石等を、史跡を構成する遺構として考えている。その部分について史跡指定をし、名称は遺跡名である思案橋を頭に付けて「思案橋荷揚げ場跡」とした。紺屋川を介した舟運関連遺構は他にもあると想定されるので、その内のひとつである思案橋境界の荷揚げ場跡ということで、このような名称を付けた。

◇委員

確認だが、「思案橋荷揚げ場跡」という言葉自体は、歴史資料上は出ていないのか。

◆事務局

歴史資料上ではそのような言葉は出ていない。

◇委員

では、今回作ったということか。

◆事務局

はい。

◇会長

(思案橋遺跡の)南側は、発掘調査で遺構が出たそうだが、新築の家が建って残念な状況になっている。思案橋の欄干のところまで埋め立てられていたのを、今回、北側は元の位置まで引いて川幅が広がった。この際、南側も下げてもらえたらよかったが、私有地だから仕方がない。遺跡の名称は、思案橋遺跡のままよろしいか。

◆事務局

はい。

◇会長

適当な名称があれば。

◇委員

今回整備された思案橋広場の辺りは、近年急速に古い家が壊されて、新しい家が建った。もちろん私有地だから、市の権限が及ばないのかもしれないが、発掘調査などはその都度やっているのか。

◆事務局

例えば、住宅を建てる際には建築確認申請というものが出され、建築住宅課と合議している。その中で、対象となる場所で開発が行われることを把握した場合には、文化財保護法に基づく届出が必要になる。ただ、遺跡の範囲外では文化財保護法による縛りがないので、調査が必要と判断した部分については、開発責任者の方に調査を依頼し、了承をいただいた上で、可能な限り埋蔵文化財の確認調査をして、遺構の有無を確認するよう努めている。

◇委員

この辺りは、以前はそれなりに長崎街道の面影が残っていたが、ここ数年ですっかり街並みが変わってしまい、残念に思っている。

◇委員

景観的には、長崎街道沿いの町家等はほとんどなくなっている。10年前に歴まち計画（※「佐賀市歴史的風致維持向上計画」）で調べてもらった時に残っていたのは40%くらいだった。柳町の辺り以外は、ほとんど壊されている。それと、住宅地で江戸期や明治期のものだと、周知の遺跡ではないので、調査も復元も難しいかもしれない。

◇委員

牛嶋口跡の番所があった場所は私有地で調査できないのだろうが、いずれ追加指定する可能性はあるか。

◆事務局

当然、今回発見された遺構と番所を含めて、牛嶋口跡という歴史的場所になる。いずれ番所等の遺構が発見された場合には、（追加指定も）視野に含める必要がある。

◇委員

「牛嶋村絵図」に番所の絵が描かれている。西側に塀の跡が残っているようなので、いずれ表に出るとよい。今回、川の土手のところまでが史跡指定になっているが、そこも含めて大丈夫なのか。今は大溝川というが、昔の絵図では十間堀となっている。だから堤防全体も曲輪の遺跡ではある。6つの口（※牛嶋口・八戸口・今宿町口・唐人町口・多布施町口・天祐寺町口）があったという話があったが、そういう場所の調査は全く進んでいない。今回、牛嶋口の場所の特定ができたので、この際、残り5つの口の番所についても確認できればよいと思う。

◇委員

思案橋の現地の指定範囲（※南東隅）は川の中になるのか。表示の方法はどうするのか。

◆事務局

川の中なので表示が難しいが、1つの目安として、史跡指定している場所の思案橋寄りの石積みに板止めのようなものがあるので、そこと北側の宅地の塀の壁を直線的に結んだ部分と考えている。

◇委員

道路沿いは延長線でわかると思うが、河川はわかりにくい。史跡の申請時には、地籍図のようなものを出すのか。

◆事務局

そこまでの測量はしていないが、何らかの目印は必要。それについては検討したい。

◇委員

わかりにくいので、道路沿いを直線にせず結んでもよいのではないかと思う。

◇会長

これに基づき、次回の審議会で判断して答申を出すようにしたい。

(2) 報告事項

○主要各事業についての報告

・令和3年度主要各事業の実施状況について

※事務局より概要を説明（以下、質疑応答）。

◇委員

資料3—4に「多布施反射炉跡6区」「製鉄関連遺構」とあるが、これはどういう遺構で、何が出て、多布施反射炉とどう関連するのかをお尋ねしたい。

◆事務局

これは個人住宅の建設に伴う発掘調査で、遺構としては、2時期または3時期の何らかの建物の礎石がある。1つは新しいが、もう1つは幕末の遺構ではないかと考えている。また遺物としては、いわゆる鉄滓類が多数出ている。まだ洗いを進めている段階で全容がはっきりしないので、整理後に改めてご報告したい。

◇会長

以前確認したミゾタの駐車場とは、どういう位置関係になるか。

◆事務局

ミゾタの駐車場の北西辺りにある個人住宅。

◇会長

以前調査したミゾタの駐車場の続きと考えられるのか。

◆事務局

製鉄関連の遺構も出ているので、多布施反射炉のプラントの範囲に含まれるという理解でよいと思う。ただ、調査面積が狭く、調査の段階では遺構の性格がよくわからなかったので、今後の整理調査の進捗を待ちたい。

◇会長

あの場所は周知の遺跡だが、個人住宅だと（保存は）難しい。遺構が壊されていって、多布施反射炉の全体像がつかめない。

◆事務局

個人住宅の建設に伴う部分的な調査なので、調査した範囲から分かることは少ないが、最終的に面で確認したときに、その性格を検証することになると思う。

◇会長

以前、築地反射炉跡・精煉方跡・多布施反射炉跡・三重津海軍所跡の4つの遺産を世界遺産に、という動きがあったが、そういう視点を持ちながら、今後の調査も整備もやっていただきたい。

・令和4年度主要各事業の概要について

※事務局より概要を説明（以下、質疑応答）。

◇委員

三重津海軍所跡の追加指定地のことだが、以前、三重津海軍所跡を世界遺産にという話のときに、有明海沿岸道路の建設とのバランスが課題だったと思う。今回の追加指定に至る経緯についてお尋ねしたい。

◆事務局

（資料4別紙③）赤く囲っている部分が現在の史跡指定範囲である。当初は、今回の追加指定地を含めた全体を指定する計画だったが、有明沿岸道路の工事計画との兼ね合いもあり、文化庁・国土交通省・佐賀市・佐賀県で協議し、工事終了後に残りを追加指定することになった。追加指定地の遺跡を保護する形で行っていた道路工事が一応、終了したので、今回、追加指定の手続きを進めているところである。

◇会長

景観上はあまりよくないと思う。調査をして指定するのか。

◆事務局

既に発掘調査をして、佐賀藩が藩船を管理・運営する施設である御船屋関連の遺構が確認されている。重要な遺跡の範囲という認識があり、今回、追加指定を進めている。

◇会長

御船屋は三重津海軍所以前の遺構なのか。

◆事務局

そのとおり。その後の三重津海軍所の施設につながる重要な遺構だと考えている。

◇委員

三重津海軍所絵図（※佐賀県立図書館所蔵「三重津御船屋絵図」）で役所があった辺りか。

◆事務局

白壁の建物が描かれている場所である。

◇委員

幕末とそれより古い時期の両方か。

◆事務局

はい。

◇委員

指定文化財の保存事業補助についてだが、吉村家住宅の修理規模を教えてください。

◆事務局

吉村家住宅は、前回の改修から18年ほどが経過し、茅葺屋根が傷んでいる。先日、現地を確認したが、やはり屋根の葺き替えを中心とした改修になると考えている。全体事業費は2ヶ年で3千万円。今年度は800万円。これに対して、それぞれ国・県・市から補助がある。来年度は2,200万円。建物は個人所有なので、事業主体は個人である。

◇委員

できれば事業費と補助額を分けて記載してほしい。それと、前回の審議会でも言ったが、これまで建造物の修理工事報告書が作成されていないことが多かった。昨年、三省銀行の保存整備が終わったが、どういう修理が行われたかわからない。基本的に、文化財の修理は報告書作成をもって事業が完了するという意識を持っていただきたい。歴まち（※「佐賀市歴史的風致維持向上計画」）のような事業も、報告書作成までを予算化していないのかもしれないが、20年前に柳町の建造物を修理した時には、報告書まで作成していた。ここ10年間に歴まちで修理したものについては、恐らく修理工事報告書が全くない。前回、せめて修

理の概要報告書でもよいから作る方向で考えていただきたいとお願いした。これから始まる歴まち10年計画では、建造物の修理工事を行う際は、修理工事報告書作成までを前提とした事業計画を作るよう心がけてもらいたい。国の重文の場合は修理工事報告書まで出されることが多いが、市の指定文化財の場合、市民も把握できない状況ではないかと思う。ぜひお願いしたい。

◇委員

記録で残しておかないと、何をやったのかわからなくなる。

◆事務局

担当課とも協議し、どういう対処ができるのかを検討したい。

◇会長

東名遺跡の整備については、以前の説明では年度が入っていなかったが、今回いよいよ実施の予定が立ったようだ。いろいろ大変だろうが、予定どおり進行できるとよいと思う。

(3) その他

○「佐賀市歴史的風致維持向上計画」について (※歴史・文化課より説明)